○農林水産省告示第七百五十四号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年五月十三日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25044	展着剤	ダインＳ	東京都中央区東日本橋二丁目６番12号　ＫＩＮＣＨＯ園芸株式会社　代表取締役社長　森本義之
25045	フルキサピロキサド水和剤	ランドケアＦＳ	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
25046	ダイアジノン・キュウルア油剤	キュウルアＤ	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明

○農林水産省告示第七百五十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

令和８年３月３日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
5129	ＮＡＣ水和剤	日産ミクロデナポン水和剤８５	東京都中央区日本橋二丁目５番１号　日産化学株式会社　取締役社長　八木晋介
18131	エトフェンプロックス乳剤	サニーフィールド乳剤	〃
23247	イミノクタジンアルベシル酸塩・チウラム水和剤	協友ベルクガード水和剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和
23268	エトフェンプロックス・ＭＥＰ粉剤	協友スミチオントレボン粉剤ＤＬ	〃
23272	エトフェンプロックス・ＭＥＰ乳剤	協友スミチオントレボン乳剤	〃

令和８年３月17日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14342	ＭＥＰ油剤	ヤシマバークサイドＦ	東京都台東区上野一丁目19番10号　レインボー薬品株式会社　代表取締役　滝口健一
14344	ＭＥＰ油剤	ヤシマバークサイドオイル	〃
15839	チウラム塗布剤	ヤシマレント	〃
23032	イマゾスルフロン水和剤	ロンセイバー	〃
23389	アセフェート水和剤	打ち込み上手	〃
12880	ＮＡＣ粒剤	サンケイデナポン５％ベイト	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
13881	有機銅水和剤	サンキノリン	〃
16180	有機銅水和剤	サンケイ有機銅水和剤８０	〃
16985	エトフェンプロックス粒剤	サンケイトレボン粒剤	〃
21020	脂肪酸グリセリド・有機銅水和剤	ビオネクト	〃
23679	ストレプトマイシン・有機銅水和剤	ドーマイシン水和剤	〃
22689	ＮＡＣ水和剤	ホクサンデナポン水和剤５０	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

令和８年３月18日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
5131	ＮＡＣ水和剤	日農ミクロデナポン水和剤８５	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　岩田浩幸
12885	ＮＡＣ粒剤	日農デナポン５％ベイト	〃
12128	ＮＡＣ粒剤	三明デナポン粒剤５	東京都品川区西五反田一丁目21番７号　三明ケミカル株式会社　代表取締役　木村壽
12881	ＮＡＣ粒剤	三明デナポン５％ベイト	〃

令和８年３月19日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18184	ＮＡＣ粒剤	ローヌ・プーランデナポン５％ベイト	東京都千代田区麹町三丁目５番２号ビュレックス麹町　ＴＫＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社　代表取締役　島津文榮
18186	ＮＡＣ水和剤	ローヌ・プーランミクロデナポン水和剤８５	〃
18191	ＮＡＣ水和剤	ローヌ・プーランデナポン水和剤５０	〃

令和８年３月23日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14595	銅・有機銅水和剤	キンセット水和剤	東京都千代田区丸の内一丁目８番３号　アグロ　カネショウ株式会社　代表取締役　山本修

令和８年３月26日付けをもつて登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
14656	ベンジルアミノプリン塗布剤	塗布用ビーエー	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優

○国土交通省告示第六百七十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年六月四日　　国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
Accelleron Switzerland Ltd. Baden factory	Bruggerstrasse 71A, CH―5401 Baden, Swiss Confederation	排気タービン過給機	令和８年５月25日から令和13年５月24日まで